

## 令和8年度 立川市介護サービス事業者等指導実施方針

### 1 基本方針

立川市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱(令和7年7月1日要綱第 381号。以下「要綱」という。)第5条に定める指導実施方針として、本方針を定める。

指導は、要綱第3条に定める介護保険サービス事業者等(以下「サービス事業者等」という。)に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を主眼として実施する。

監査については、指定基準違反等及び人格尊重義務違反が認められる場合又はその疑いがある場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて速やかに実施する。

なお、指導及び監査の実施に当たっては、東京都及び関係市区町村と適宜連携し、指導・監査体制の充実・強化を図るものとする。

### 2 指導の重点項目

#### (1) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

#### (2) 設備基準・運営基準関係

ア 事業の運営に必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。

ウ サービス提供を開始するに当たり、利用申込者又はその家族に対して、サービスの内容及び手続についての説明並びに同意(個人情報の利用に関することを含む。)が適切に行われているか。

エ 居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が、個々の実態に即して処理されているか。

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づく身体拘束の廃止及び人権侵害の防止に向けた取組が行われているか。

カ 非常災害時の対応について、火災・地震・風水害等に関する具体的な防災計画が策定されているとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、避難・救出訓練の実施等の対策が講じられているか。

キ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

ク 感染症及び災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制(業務継続計画)が構築されているか。

ケ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

コ 日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

サ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。

### (3) 介護報酬関係

介護報酬の算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。特に令和6年度介護報酬改定に係る改定事項への対応が適切に行われているか。

## 3 監査の重点項目

(1) 不正な手段により指定を受けていないか。

(2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。

(3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。

(4) 架空・水増し等により不正な介護報酬の請求が行われていないか。

(5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

(6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

(7) 業務管理体制が実効ある形で整備され、機能しているか。

(8) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある行為、必要以上の身体拘束や人権侵害が行われていないか。

## 4 運営指導の実施方法

### (1) 実施体制

運営指導を行う場合にあつては、市の職員2名以上で指導班を編成して実施する。

### (2) 実施単位

サービス事業種別ごと又は施設を単位として実施する。

### (3) 指導の方法

介護保険施設等運営指導マニュアル(令和4年3月31日付老発0331第7号厚生労働省老健局長通知)の趣旨を踏まえ、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。

### (4) 指導通知

指導対象事業者等を決定したときは、原則として1か月前までに、運営指導の根拠規定、目的、実施日時、場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を文書により当該指導対象事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合は、指導開始時に文書により通知する。

## 5 集団指導の実施方法

指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導では、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について周知徹底を図る。

## 6 指導対象の選定方針

要綱第7条に基づき、全てのサービス事業者等のうち次の事項を勘案して対象を選定する。

ア 原則として、当該年度の4月1日時点で現存する指定事業所とする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所についても、必要に応じて対象とする。

イ 機械的に選定することなく、次に掲げる事業所を優先的に選定する。

(ア) 苦情、通報又は相談等に基づき、実地での確認が必要と認める事業所(特に高齢者虐待や不正請求等が疑われる案件については、速やかに対応する。)

(イ) 指定の有効期間内(6年間)に一度も運営指導が実施されていない事業所(施設系・居住系サービスについては概ね3年に1回を目途とする。)

(ウ) 前回の運営指導において改善を要すると認められた事項の改善状況が十分でない事業所

(エ) 集団指導等に参加していない事業所

(オ) 東京都又は関係市区町村等の指導・監査結果から、運営指導が必要と認める事業所

(カ) その他、市長が特に運営指導を要すると認める事業所

## 7 実施計画

### (1) 指導対象サービス

ア 指定居宅介護支援

イ 指定地域密着型サービス

ウ 指定地域密着型介護予防サービス

エ 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

オ 指定居宅サービス

カ 指定介護予防サービス

### (2) 実施計画の作成時期

実施頻度及び個別事由を勘案し、別に定める実施計画において、対象事業者等及び実施時期を年度当初に定める。

## 8 関係機関等との連携

### (1)東京都

指定権者が東京都知事であるサービスに対して運営指導を実施する場合は、原則として事前に東京都知事に通知する他、効率的かつ効果的な指導の観点から随時連携を図っていく。

### (2)関係市区町村

サービス事業者等に対する運営指導及び監査について必要に応じ連携を図る。

## 9 その他

### (1)介護報酬改定への対応

令和6年度の介護報酬改定に係る改定事項への対応が適切であるかを確認する。また、経過措置期間が終了となった改定事項についても適合状況を確認する。

### (2)感染症等の発生による実施の変更

実施通知を発出した後、感染症の拡大等により指導の実施が著しく困難であると判断した場合は、中止又は延期を決定し、対象事業者等に通知する。